競争的対話に係る質問への回答

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問	回答
		頁	行	項目			
1	事業者審査基準	6	18	4(3)ア	基礎審査	事業提案書を「別紙1 事業提案書の記載要領及び様式一覧」に従って作成すれば、要求水準書を満たしている＝基礎評価点600点が付与されると判断されるという理解でよいか。	事業提案書の内容が要求水準を満たしていると確認された場合には、基礎評価点として600点を付与します。なお、「別紙1 事業提案書の記載要領及び様式一覧」に従って作成されていることのみをもって、要求水準を満たしていると判断するものではありません。
2	要求水準書	4	7～12	第1 2(7)ア	利用料金収入等	本項では、ネーミングライツ収入とホスピタリティ関連収入を「事業者」（HLC）が受け取ると読めるが、運営子会社が直接受け取る仕組みでも問題ないか。	事業者は、ネーミングライツ業務やホスピタリティの向上に資するサービスを、運営権を権原として自ら行い又は第三者に委託することができることとしております。また、運営子会社が当該収入を直接収受することも妨げません。収入の帰属、収受及び精算の方法並びに委託料等については、事業者と運営子会社との契約において定めるものとします。ただし、本市に対する本事業上の責任は、運営権者である事業者が負うものとします。
3	要求水準書	4	23～24	第1 2(7)ウ	更新工事	「15年から20年に1回の頻度で実施」とあるが、実際には小規模な更新がその都度発生する。このため適切な表現に改めることを提案する。	「15年から20年に1回の頻度」は、大規模な更新工事について市が想定する実施時期の目安を示したものです。具体的な実施内容及び実施時期等については、事業者との協議により決定します。
4	様式集　様式E-2	1	全体		備品・設備に係る料金制度案の内容	事業者が所有する音響やステージ、演出機材等の設備・備品は購入品目が未確定で、提案時点で料金を算定するのは難しい。したがって、市が所有する資産に関する利用料金のみを提案する形でよいか。	事業者が保有する備品・設備等の利用料金については、現時点で想定している購入品目及び利用料金をご提案ください。
5	別紙1 事業提案書の記載要領及び様式一覧	1	1.事業計画に関する事項	■添付書類	運営子会社の出資予定者による出資関心表明書	提案書に添付する出資予定者の関心表明書（LOI）について、出資に対する意向以外は黒塗りにして提出してよいか。	出資関心表明書等には、可能な限り、出資予定者の出資意向、出資条件及び出資の前提条件に加え、（3）運営実施体制に関する提案内容のうち、当該出資予定者の役割、関与方針及び責任範囲について、出資予定者との合意内容又は協議の状況が確認できるよう記載してください。なお、本事業に関係のない記載又は営業秘密に該当する記載を黒塗りにして提出することは妨げません。
6	別紙1 事業提案書の記載要領及び様式一覧	1	1.事業計画に関する事項	■添付書類	運営子会社の出資予定者による出資関心表明書	関心表明書には「出資条件」の記載が求められているが、ここでいう「出資条件」は、出資に対するリターンの条件ではなく出資比率等を指すという理解でよいか。	ここでいう「出資条件」は、出資比率等に限らず、事業者と運営子会社の出資予定者との間で協議されている条件を指します。出資に対するリターンに関する条件についても、事業者と運営子会社の出資予定者との間で出資条件として協議している場合には、可能な限り、その合意又は協議の状況が確認できるよう記載してください。
7	実施契約書（案）	10	10	第5条	停止条件	実施契約における運営権設定の停止条件に、維持管理業務および開業準備業務に係る業務委託契約の締結が含まれると読めるが、ビジネスにおける実態を鑑みると、業務委託契約を開業の3年以上前に締結することは非現実的であり、委託先は開業までに適切な時期に選定することが望ましいと考えている。この点について、実施契約書の定めの解釈、または条項の調整（時期や対象範囲の整理）が可能か、協議させていただきたい。	第5条1項では、実施契約の効力発生に先立ち、運営実施業務に係る体制確保を目的としております。第5条1項2号に定める対象とする業務委託請負契約は、①事業者と運営子会社間の業務委託請負契約、②事業者又は運営子会社と運営子会社出資予定者及び募集要項に定める興行開催実績を有するものとして事業提案書に記載された業務委託請負先との契約を対象としております。これらの成就を条件に、実施契約の効力が発生することとなります。当該内容を明確化するために、実施契約書を修正のうえ、後日公表することとします。 なお、第5条は実施契約の効力発生に係る停止条件を規定するものであり、公共施設等運営権の設定及び効力発生については第32条を参照ください。
8	実施契約書（案）	67	表5 事業者が作成する提出書類		事業者の本事業において独立した経理によって作成した事業収支報告書（本事業に係る収入、支出及び営業利益相当額を確認できるもの）ならびに損益計算書	財務モニタリングにおける提出資料の内容・粒度・定義について、当社の実務的な対応可否を含めて協議させていただきたい。	本事業の財務モニタリングにおいては、事業者及び運営子会社の財務状況に加えて、事業者及び運営子会社の経理と区分した本事業に係る資金収支と、発生主義に基づく営業利益相当額までの損益の双方を確認します。 「事業者の本事業において独立した経理によって作成した事業収支報告書（本事業に係る収入、支出及び営業利益相当額を確認できるもの）」は、資金繰り状況を確認することを目的とし、事業者及び運営子会社に帰属する本事業に係る現金収支を記載した資料を意味しており、損益計算書は事業者及び運営子会社に帰属する本事業に係る発生主義に基づく営業利益額までの損益を記載した資料を意味しております。 事業収支報告書に記載する本事業に係る収入及び支出については、少なくとも費目ごとの内訳を確認できる資料の提出を求めます。